

下記の業務について、企画提案に係る手続開始にあたり、参加希望者の募集を行うので公告する。

令和2年4月28日

静岡県知事 川勝平太

## 1 業務概要

- (1) 業務名  
令和2年度女性管理職ネットワーク構築事業実施業務委託
- (2) 業務内容  
仕様書のとおり
- (3) 委託価格の限度額  
1,464,000円（税込）

## 2 契約期間

契約締結日から令和3年2月26日（金）まで

## 3 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 労働関係法令に基づく改善命令により、業務制限を受けるなど当事業遂行に支障が生じていない者であること。
- (3) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 緊急時に迅速に対応が取れること。
- (6) 静岡県内に本社、支社、営業所等を有し、迅速かつ具体的な連絡・調整が可能な者であること。
- (7) 本県、他の自治体又は民間企業から女性の活躍推進に関連するセミナー等の受託実績があること。
- (8) 次のアからオのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にあっては当該個人をいい、法人である場合にあっては当該法人の役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下各号において同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下各号において同じ。））であると認められる者

イ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下各号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不当な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に優先的な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者

⑨ 県税の滞納がないこと。

#### 4 選定基準

提出された書類に基づき総合的に審査して決定する。

#### 5 手続等

##### (1) 担当部局

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号 静岡県庁西館6階

静岡県くらし・環境部県民生活局男女共同参画課

電話：054-221-2824 FAX:054-221-2941 E-mail:danjyo@pref.shizuoka.lg.jp

##### (2) 仕様書及び企画提案募集要項の配布

ア 交付期間 令和2年4月28日（火）から令和2年5月18日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 交付場所 上記(1)に同じ

ウ インターネットの利用による取得

静岡県くらし・環境部県民生活局男女共同参画課ホームページからの取得も可能である。

URL:<https://www.pref.shizuoka.jp/kenmin/km-150/index.html>

##### (3) 提出書類

ア 提出書類 企画提案書、経費積算書、その他企画提案募集要項に記載された書類

イ 提出期限 企画提案書等 令和2年5月21日（木）午後4時必着

ウ 提出場所 上記(1)に同じ

#### 6 その他

(1) 詳細は仕様書及び企画提案募集要項による。

(2) 説明会は行わない。

(3) 契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(4) 照会窓口は、静岡県くらし・環境部県民生活局男女共同参画課（電話番号 054-221-2824）とする。